

売買契約書

乙は、甲に対して、下記導入商品を以下のとおり売渡し、甲はこれを買受けることに合意した。

導入商品名		数量	売買代金(税抜)	税率	税額	売買代金(支払総額:税込)
				10%		
内訳	項目	数量	項目	数量		
	<input checked="" type="checkbox"/> 媒体別カット編集	1	<input type="checkbox"/> 360度カメラ使用による撮影	1		
	<input type="checkbox"/> フロナーターによるナレーション	1	<input type="checkbox"/> GBP設定費	1		
	<input type="checkbox"/> ドローン使用天空撮影	1	<input type="checkbox"/> 媒体理め込み作業(4媒体まで)	1		
	<input type="checkbox"/> アニメーション映像作成	1	<input type="checkbox"/> 撮影元データの引き渡し	1		

売買代金(支払総額)の支払方法について、下記、現金払いまたは分割払いによる支払方法を自ら選択しました。

現金払いを希望し、下記の内容を理解の上、選択します。

分割払いを希望し、下記の内容を理解の上、選択します。

現金: 甲は、下記支払期日欄記載のとおり、売買代金を下記乙の指定口座へ振込むものとします。(振込手数料は甲の負担とします。)
【振込口座】

分割払い: 甲は、乙または丙と提携している信販会社とクレジット(立替払)契約(以下「分割契約」という。)を別途締結して、上記記載の売買代金を分割で支払う方法を利用することができます。
●クレジット(立替払)を利用する場合:
①加盟店手数料負担方式(上記記載の条件に変更はございません。)
②顧客手数料負担方式(支払月額、回数、総額に変更なし。金利手数料を売買代金より値引き、別途締結する分割契約に記載。)

支払期日 第1回 年 月 日(¥)
第2回 年 月 日(¥)

分割予定額 支払月額(税込) (初回 円)
2回目以降 円 支払回数 回

■付帯品 甲は、導入商品に関連し以下の物品の提供を乙より受けるものとします。なお、以下物品の代金は、上記売買代金に含まれますが、見積書には記載されませんので予めご了承ください。

No.	物品名	数量	No.	物品名	数量
1			2		

■導入にあたっての付随事項Ⅰ(制作・納品に関わる事項)

※動画プランには、テロップ作成及び撮影データのお渡しが含まれます。※媒体別動画編集は、商品制作のための動画撮影データでの制作となり、別途撮影を行うものではありません。

※動画撮影日決定後に撮影日を変更する場合、その申告時期により変更手数料等が発生することがありますのでご注意ください。但し、自然災害等の不可抗力による撮影日変更についてはこの限りではありません。

変更日	撮影日変更にかかる費用
撮影日決定後から撮影日の3日前まで	撮影のために予約した交通・宿泊等の変更手数料等の実費
撮影日の2日前	変更手数料(14,000円+税) + 移動費(全額)
撮影日の前日から当日	変更手数料(42,000円+税) + 移動費(全額)

※撮影・編集に必要な情報の提供や物品の貸与はご契約者様の責任にて行っていただきます。

※動画の出演者の同意の取得や撮影場所(ご契約者様が管理する場所でない場合)の撮影許可、撮影にあたって映り込みの恐れのある近隣施設等への同意の取得は、ご契約者様の責任において行っていただきます。

■導入にあたっての付随事項Ⅱ(旧物件及び旧保守契約等に関わる ~お申込みの場合、登録番号、及びご確認事項へのご同意、並びに必要な事項処理) をご記入ください。~

登録番号 有・予定・無 ご確認事項 通知書送付後1週間以内に誤りのある旨のご連絡がない場合、記載内容通りにて確認済みとします。※免税事業者は除く。

旧物件の処理は、お客様申告に基づいた債権(信用情報機関(JICC,CIC)を利用している信販会社、リース会社などの割賦債権)を前提として処理させていただきます。また当該処理対象商品は、この度ご契約頂きました導入商品と同種商品のみとなります。

解約 有無	解約商品名	数量	解約契約種別	解約先信販会社等	販売会社	月額(税込)	残回数	処理金額(税込)
	カット/ローン/リース					円		円

旧物件の処理は、お客様申告に基づいた債権(信用情報機関(JICC,CIC)を利用している信販会社、リース会社などの割賦債権)を前提として処理させていただきます。また当該処理対象商品は、この度ご契約頂きました導入商品と同種商品のみとなります。

・上記の旧物件情報は契約者様が旧信販会社等に確認の上ご申告ください。販売店は契約者様からの申告に基づき旧物件の処理に係る費用負担を行います。

・上記申請額は信販会社に確認の上、契約者の責任により申告してください。お客様からの申告がない場合、旧契約処理を行うことが出来な事をご了承ください。

・旧契約の処理は原則新契約完了月の翌月末日となります。ただし申請遅延及び信販会社等の手続き処理による変更の場合はその限りではありません。

・新契約の完了時期により処理金額が変更となる場合は、実際の旧契約処理金額をもって手続き完了とします。(残処理は上記申請額が上限となり、残処理を委託することがあります。)

・旧契約を再リースでご継続のお客様は、当該再リース契約の解約手続きに関しては、お客様自身で行って下さい。

旧保守 解約 有無 解約保守サービス名 旧保守サービス会社 解約費用(税込) 確認事項

あり なし

◆旧保守サービス等の規定に沿って、乙若しくは丙により解約処理を致しますが、場合により甲自身での申請、手続きが必要となる場合があります。

◆新契約の完了時期により処理金額が変更となる場合は、実際の旧契約処理金額をもって手続き完了とします。(左記解約費用を上限と致します。)

販売店は契約者様からの申告に基づき旧物件の処理に係る費用負担を行います。

① 上記記載の旧保守契約が、丁の関係会社保守の場合は、本売買契約商品の納品完了時に当該旧保守契約は中途解約されます。なお、中途解約違約金は免除となります。

② ①により中途解約された場合においては、SDおよび消滅したドメイン・データ等は復旧することができません。この場合において、乙は何ら責任を負いません。

●解約及び違約金

本契約締結日の翌日から3日目以内において、甲から解約を申し出た場合、乙は無条件にて解約処理を行います。なお、甲は、本契約締結日の翌日から4日目以降に解約を申し出た場合、売買代金(支払総額)に対する下記割合に相当する金額を違約金として乙または丙にお支払いいただくことにより、本契約を解約することができるものとします。※ただし、4日目以降であっても商品制作依頼前であれば応相談。

本契約締結日の翌日から3日目以内	本契約締結日の翌日から4日目以降、動画撮影日前日まで	動画撮影日から納品完了前まで	納品完了後
無条件解約	50%相当額	75%相当額	100%相当額

●その他特記事項

①甲は、販売店B(丙)がある場合においては、以下の場合に、本売買契約上の売主の地位が販売店A(乙)から販売店B(丙)に移転し、販売店A(乙)の地位は販売代理店となることを予め承諾するものとします。

・甲が支払い方法につき分割払いを選択し、丙が締結した加盟店契約に基づき、信販会社等において分割契約の審査が完了された場合。この場合は、その分割契約の販売店が売主となります。

●連帯保証 連帯保証人は、本契約に基づき、若しくは付随して、甲が乙又は丙に対して負担する一切の債務について保証し、甲と連帯して履行の責を負うものとする。